

令和5年12月13日  
独立行政法人国民生活センター

**SNS上の広告を見て購入した海外製のクリームで重篤な皮膚障害が発生！**  
**- ほくろ等が取れるという「点痣膏」をお持ちの方は使用を中止してください -**

1. 目的

2023年6月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」（以下、「ドクターメール箱」とします。）<sup>(注1)</sup>に、SNS上の広告を見てインターネット通信販売で購入した、ほくろ、いぼ、しみ等が取れるという、海外製の「点痣膏」<sup>(注2)</sup>というクリーム（以下、「点痣膏」とします。）を顔のほくろにつけたところ、化学熱傷を負ったという事故情報が寄せられました。

また、8月に「点痣膏」について、消費生活センターからテスト依頼が2件あり、調べた結果、いずれも強アルカリ性で、皮膚に使用すると重篤な障害を引き起こすおそれがあると考えられました。

厚生労働省のウェブサイトには「点痣膏」による健康被害情報が2事例掲載され、注意喚起が行われています<sup>(注3)</sup>。

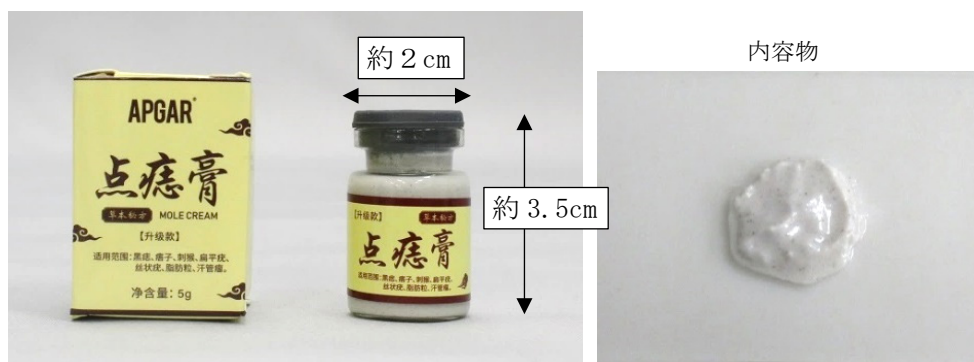
そこで、「点痣膏」による事故の再発防止のため、消費者に注意喚起することとしました。（写真1参照）。

(注1) 消費者が商品・役務の利用等により事故に遭い医療機関を受診した情報を直接医師から得ることで、事故情報を早期に把握し、再発・拡大防止に役立てるため、2014年8月より開設しています。

(注2) ドクターメール箱の事例の商品と当センターでテストした商品は、同じ「点痣膏」（中国語読みで「ディエンジーガオ）」という銘柄名でしたが、製造委託企業等が異なっていました（ドクターメール箱：云南本草健康网络有限公司「黄辅堂」、テスト：河北火舞商贸有限公司「APGAR」）。

(注3) 厚生労働省「インターネット等で購入した未承認医薬品等・健康食品（医薬品成分含む）の健康被害情報」（2023年11月現在）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/diet/musyounin\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/diet/musyounin_00005.html)



※当センターでテストしたもの  
**写真1. 「点痣膏」の外観**

## 2. 事故情報

### (1) ドクターメール箱に寄せられた事故事例

#### 【事例1】

#### 顔面のほくろに塗って20分ほど放置すると腫れて皮膚の色が変わったとのことで、化学熱傷が疑われた

SNS上の動画広告で知った、いぼ、ほくろ取りクリームを通信販売で購入したところ、「点痣膏」という輸入品が届いたとのことであった。そのクリームを前額部のほくろ5カ所に、使用説明動画の指示が20秒のところ、20分くらいつけていたところ、赤く腫れ、皮膚の色が変わってきたとのことであった。初診は受傷翌日で、額に皮膚壊死を伴う円形の皮膚潰瘍2カ所と、発赤を伴う痂皮（かさぶた）付着局面が3カ所みられ、化学熱傷を疑う症状であった（写真2参照）。初診時から1カ月経過した時点で、皮膚潰瘍の2カ所はやや収縮したものの治癒には至っていない。クリームは強いアルカリ性を示すものだった。

（事故発生年月：2023年5月、70歳代、女性）



※情報提供者の医師提供

写真2. 患部の様子

### (2) 消費生活センターからのテスト依頼につながった危害事例

#### 【事例2】

#### 顔面のほくろに塗ったところ、直後に熱くなって痛みを感じた。皮膚科を受診し、熱傷で治療見込みは1年以上と言われた

SNS上で広告動画を見て、その広告からアクセスしたインターネット通信販売サイトの注文画面で購入した「点痣膏」を、顔面にあった直径2～3mmのほくろに親指大に広げて塗布したところ、直後に熱くなって、焼けるような痛みを感じた。皮膚科を受診し、熱傷で治療期間の見込みは1年以上とのことであった。同梱されていたジェルは使用していない。

（事故発生年月：2023年6月、70歳代、女性）

#### 【事例3】

#### 顔面のしみ周辺に塗り広げて擦ると、皮膚がむけて痛みを感じ、皮膚が変色した

SNS上でしみやほくろが剥がれるクリームの広告動画を見て、その広告からアクセスした通信販売サイトで注文した。届いた「点痣膏」を綿棒に取り、鼻周りのしみとほくろ3カ所に強めにこするように塗り広げた。こすったら薄く皮膚がむけてきてビリビリと痛みを感じ、塗ってから1分弱で同梱のジェルをつけたら痛みは消えたが、塗った箇所は赤紫色の熱傷の

ようになった。ジェルをつけた10秒程度後に洗顔料をつけて洗顔すると、初めに塗布した箇所は赤黒くなって少し皮膚がむけていた（写真3参照）。皮膚科を受診し、化膿止め・炎症止めの飲み薬と塗り薬が処方された。皮膚がむけた傷はその後3週間ほどで薄皮が張ったが、周りの皮膚とは色が違って、医師には完全に元通りになるかは分からないと言われている。

（事故発生年月：2023年7月、50歳代、女性）



※テスト依頼のあった消費生活センター提供

**写真3. 患部の様子（赤丸囲み部分）**

### 3. テスト及び調査結果

テスト依頼のために提供された商品に加え、事例3で使用した商品を購入したとされるサイトから同じ商品を当センターでも入手して調べました。

#### （1）容器等の表示

##### 容器や外箱には、成分や使用方法等の日本語の表示はみられませんでした

「点痣膏」の容器や外箱には事業者や主要成分、使用説明等の情報が中国語で記載されており、日本語の表示はみられませんでした（「点痣膏」の容器、外箱の外観については写真4、一部の表示内容の翻訳は表1、同梱されていたジェルについては8. 参考情報参照）。



**写真4. 「点痣膏」の容器・外箱**

表1. 「点痣膏」の容器・外箱の記載事項〔抜粋〕

商品名	点痣膏
製造委託企業	河北火舞商贸有限公司
製造受託企業	河北天启生物科技有限公司
製造地点	河北省石家庄市藁城区岗上镇世紀大道与 204 省道交叉口南行 500 米路东
適用範囲	ほくろ、あざ、いぼ、扁平いぼ、糸状いぼ、稗粒腫、汗管腫
成分	酸化カルシウム、水酸化ナトリウム、グリセリン、脱イオン水、酢酸クロルヘキシジン、ボルネオール、水添ヒマシ油、着色料、メントール
有効成分と含有量	酢酸クロルヘキシジン 0.01-0.3%
微生物抑制効果	黄色ブドウ球菌、大腸菌、カンジダ・アルビカンスに対して抑制効果がある。
使用方法	しみ取りをしたい場所を洗浄し、水分を拭き取る。爪楊枝を使って、ほくろに少量のクリームをつける。1-2分ほどで、皮膚がヒリヒリと痛み出す。綿棒でクリームをきれいに拭き取る。かさぶたができて剥がれるのを辛抱強く待つ。
保存方法	密封し、日陰の涼しい場所に保管する。
剤形	クリーム
規格	5g
品質保証期間	24 カ月

※一部、翻訳サービスを利用して翻訳

## (2) 内容物

### 「点痣膏」は強アルカリ性でした

「点痣膏」は薄い灰色のクリームで、pHを調べたところ、14と強アルカリ性でした。

外箱には成分として酸化カルシウム（中国語で「氧化钙」）、水酸化ナトリウム（中国語で「氢氧化钠」）が順に記載されていました。内容物に含まれる元素を蛍光X線分析装置で調べたところ、カルシウムが多く含まれていました。表示が正しければ、最も多く配合されていると推察される酸化カルシウムに由来するものと考えられました。

酸化カルシウムは「生石灰」とも呼ばれ、水と反応して発熱し、水酸化カルシウムを生成して強いアルカリ性を示します。また、水酸化ナトリウムはpH調整等にも使用されることのある強アルカリ性の物質です。

「点痣膏」は皮膚に付着すると重篤な皮膚障害を生じるほか、眼に入ると重篤な眼障害を引き起こすおそれがあると考えられました<sup>(注4)</sup>。

(注4) 政府向けGHS分類ガイダンス（令和元年度改訂版（Ver. 2.1））

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/files/ghs/ghs\\_guidance\\_rev\\_2021/ghs\\_classification\\_guidance\\_for\\_government\\_2021.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/files/ghs/ghs_guidance_rev_2021/ghs_classification_guidance_for_government_2021.pdf)

pHが11.5以上（強アルカリ）である場合は、GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）の皮膚腐食性/刺激性の区分では皮膚腐食性（区分1）に分類され、皮膚に対して不可逆的な損傷を発生させる性質があるとされる。また、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性の区分においても一般的に眼に重篤な作用を生じると予測されることから、他に分類可能な情報がなければ眼に対する重篤な損傷性（区分1）に分類される。

### (3) 通信販売サイトの表示

「点痣膏」は個人輸入に該当するものと考えられ、日本国内のみに向けて販売されていました

当センターが「点痣膏」を購入したサイトの表示を確認したところ、「濃縮ほくろ・いぼ取りクリーム」として販売され、効果や用途、使用方法等が記載されていました(図参照)。

「痛くないほくろ除去・跡が残らない」、「ひと塗りで安全かつ効果的にホクロやイボを除去できる」といった説明や、使用前後としてほくろ等がなくなっている写真、配合されるとされる植物エキスの原材料の写真等、安全にほくろ等が取れると受け取れる表示がみられました。なお、「点痣膏」が強アルカリ性で、取扱いに注意を要することなど、危険性に関する記載はみられませんでした。

同サイトは、すべて日本語で記載されているものの、事業者の連絡先として海外の住所が記載されており、個人輸入に該当するものと考えられました。なお、商品の配送先は日本国内に限られており、日本国内のみに向けて販売されている専用のサイトであると考えられました。



※販売サイト名「japanstore-jp.com」より引用

[https://japanstore-jp.com/index/detail.html?sno=MTAwNDIxNzYzMw==&coll\\_id=1001941207](https://japanstore-jp.com/index/detail.html?sno=MTAwNDIxNzYzMw==&coll_id=1001941207)  
(URLは、誤ってアクセスしないよう「:」を「\*」に変えています。)

図. 購入したサイトの表示〔抜粋〕

#### 4. 専門家のコメント

藤田医科大学名誉教授 松永 佳世子先生

国民生活センターで調べた「点痣膏」はpH 14の強アルカリ性ですので、塗布して生じた皮膚障害は化学熱傷と呼ばれるものに該当します。

化学熱傷は、化学物質が皮膚・粘膜に一次的に接触した際、その物質固有の化学反応によって惹起<sup>じやつき</sup>される急性組織反応で、原則としては熱作用を伴わないものをいいます<sup>(注5)</sup>。原因物質としては、酸・アルカリ・腐食性芳香族化合物・芳香族炭化水素・金属及びその化合物などが知られていますが、特にアルカリは原因物質として頻度が高く、また、重症の化学熱傷を生じさせます<sup>(注6)</sup>。アルカリは、水酸基イオンが蛋白<sup>たんぱく</sup>の水素イオンと反応して最終的に細胞内脱水をきたし、<sup>けんか</sup>酸化作用により脂肪組織の機能が失われ、その結果、水分が漏出します。アルカリ金属イオンが蛋白と結合してアルカリ蛋白を生成し、水酸基イオンを含んだままより深部に浸透して組織障害を広げます<sup>(注5)</sup>。

「ほくろ」は色素性母斑という良性の母斑ですが、褐色や黒色の色素細胞の悪性腫瘍<sup>しゅよう</sup>である悪性黒色腫や、基底細胞がんという皮膚がんなども、色素性母斑と似ており、傷つけると生命に関わるものがあります。専門医でないと鑑別が難しいものです。色素性母斑の治療は、この良性、悪性の鑑別ができ、安全に治療のできる医師が行うものであって、「点痣膏」のように強アルカリ性で腐食性のある化学物質で、安易に除去することを勧める、あるいは、製品を販売する行為は、医師として容認できるものではありません。医師法、薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）にも違反している可能性があります。

一度、腐食した部位は、深い潰瘍になり<sup>はんこん</sup>癒痕<sup>(注7)</sup>が残ります。皮膚移植等の外科手術なども必要になる場合があります。

このような皮膚障害を起こすことがないように、「点痣膏」のような商品を購入して、ほくろ等を取る処置をしないようにしましょう。

(注5) 山元 修：化学熱傷：誰もが知っておきたい知識. 熱傷 2020; 46(1):1-15.

(注6) Greenwood JE, et al.: Alkalis and skin. J Burn Care Res 2016; 37:135-141.

(注7) 傷が治った後に残る傷跡のこと。

## 5. 消費者へのアドバイス

### (1) ほくろ、いぼ、しみ等が取れるという、「点痣膏」を使用すると、重篤な皮膚障害等を起こすおそれがあります。お持ちの方は使用を中止してください

SNS上の広告を見て、インターネット通信販売で購入した、ほくろ、いぼ、しみ等が取れるという「点痣膏」を使用したところ、皮膚障害が発生したという事故情報が寄せられています。当センターで調べた「点痣膏」は強アルカリ性で、皮膚に使用すると重篤な皮膚障害が発生したり、目に入ると眼障害を引き起こすおそれがありました。お持ちの方は、使用を中止してください。

また、使用して健康被害が発生した場合には、速やかに医療機関を受診しましょう。その際、可能であれば商品・パッケージ・説明書等を持参し、使用方法や使用量などを伝えましょう。

なお、ほくろ取りは医師による適切な判断のもとで行われる医療行為です。通常、医療機関では強アルカリ性のもので皮膚を腐食させてほくろを取ることはありません。ほくろについて悩みがあるときは、まず医療機関を受診し、医師に相談しましょう。

### (2) SNS上の広告や通信販売サイトの内容をしっかり確認して、少しでも不安や不明な点がある場合は購入や使用を控えましょう

「点痣膏」は、SNS上で使用方法や効果などの動画広告が流れており、広告から販売サイトにアクセスして購入したところ、海外の事業者から送付されたとのことでした。

インターネット通信販売で医薬品や化粧品等を購入し、海外から商品が直送されてきた場合、個人輸入に該当します。個人輸入した医薬品、化粧品等は、品質、有効性及び安全性の確認が不十分で、思わぬ健康被害を受ける危険性があります<sup>(注8、9)</sup>。日本語で表示されている通信販売サイトであっても虚偽、誇大な効果・効能をうたっている場合があります。個人輸入では海外の事業者と気づかずに契約し、トラブルが起こった際に連絡が取れず、解決が困難になることもあります。

販売サイトや商品の表示等の記載内容をよく確認した上で、購入して使用する必要性を考え、少しでも不安や不明な点がある場合には購入を控えましょう。

(注8) 厚生労働省「医薬品等を海外から購入しようとする方へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kojinyunyu/index.html)

(注9) 参考：「個人輸入した医薬品、化粧品等にご注意！ーインターネット通信販売で購入した美白クリームで皮膚障害が発生ー」（令和5年9月6日公表）

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230906\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20230906_1.html)

## 6. 事業者への要望

重篤な皮膚障害等を起こすおそれがある「点痣膏」やそれに類する商品を日本国内向けに販売、あるいは個人輸入を代行する事業者は取扱いを中止するよう要望します

SNS上の広告を見て、インターネット通信販売で購入した、ほくろ、いぼ、しみ等が取れるという「点痣膏」を使用したところ、皮膚障害が発生したという事故情報が寄せられています。当センターで調べた「点痣膏」は強アルカリ性で、皮膚に使用すると重篤な皮膚障害が発生したり、目に入ると眼障害を引き起こすおそれがありました。

事故の再発防止のため、「点痣膏」やそれに類する商品を日本国内向けに販売、あるいは個人輸入を代行する事業者は取扱いを中止するよう要望します。

## 7. 行政への要望

(厚生労働省)

(1) 健康被害を起こすおそれのある商品が、海外から日本国内に向けて販売されることがないように、商品の販売サイト、あるいは個人輸入代行サイトに対する削除要請等を含めた対策を行うよう要望します

SNS上の広告を見て、インターネット通信販売で購入した、ほくろ、いぼ、しみ等が取れるという「点痣膏」による皮膚障害の事故情報が寄せられています。インターネット通信販売で購入したという「点痣膏」は、個人輸入に該当するものと考えられ、当センターで調べたものは、強アルカリ性で、皮膚に使用すると重篤な皮膚障害が発生したり、目に入ると眼障害を引き起こすおそれがありました。

身体に使用し、健康被害を引き起こす可能性が高い商品が海外から日本国内向けに販売されることがないように、「点痣膏」やそれに類する商品を販売するサイト、あるいは個人輸入代行サイトの運営者に対して削除要請等の対応を行うことを含め、引き続き事故の未然防止、拡大防止に向けた対策を行うよう要望します。

(消費者庁、厚生労働省)

(2) 個人輸入する医薬品や化粧品等を使用した場合、思わぬ健康被害が発生する可能性があることを、引き続き消費者に注意喚起するよう要望します

個人輸入による医薬品や化粧品等は品質、有効性及び安全性の確認が不十分なものがあり、思わぬ健康被害が発生する可能性があります。安易に購入して使用することがないように、引き続き、消費者に注意喚起等の啓発を行うよう要望します。



○要望先

消費者庁  
厚生労働省

(法人番号 5000012010024)

(法人番号 6000012070001)

○情報提供先

内閣府 消費者委員会

(法人番号 2000012010019)

公益社団法人日本通信販売協会

(法人番号 9010005018680)

公益社団法人日本皮膚科学会

(法人番号 4010005004396)

一般社団法人 SSCI-Net

(法人番号 8180005016710)

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

(法人番号 9011005008564)

一般社団法人日本インタラクティブ広告協会

(法人番号 2010005014868)

オンラインマーケットプレイス協議会

(法人番号 なし)

日本臨床皮膚科医会

(法人番号 なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

## 8. 参考情報

「点痣膏」には、「修復剤」とのラベルが貼られた容器に入った青色のジェルが同梱されていました。ジェルには使用説明書が添付され、外箱に記載された情報と同じ内容が掲載されていますが、日本語による記載はみられませんでした（写真5、6、表2参照）。なお、ジェルはpH7で中性を示しました。



※当センターでテストしたもの

写真5. ジェルの容器・外箱、内容物

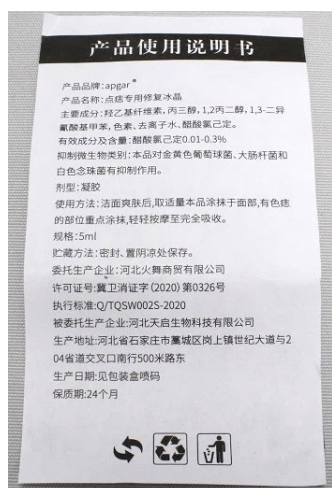


写真6. ジェルの使用説明書

表2. ジェルの外箱の記載事項〔抜粋〕

成分	ヒドロキシエチルセルロース、グリセリン、プロピレングリコール、ジイソシアナト（メチル）ベンゼン、着色料、脱イオン水、酢酸クロルヘキシジン
有効成分と含有量	酢酸クロルヘキシジン 0.01-0.3%
微生物抑制効果	黄色ブドウ球菌、大腸菌とカンジダ・アルビカンスに対して抑制効果がある。
使用方法	洗顔、化粧水で整えた後、適量を手に取り、しみのある部分を中心に顔全体になじませ、完全に吸収させる。
保存方法	密封し、日陰の涼しい場所に保管する。
剤形	ジェル
規格	5g

※一部、翻訳サービスを利用して翻訳